

埼玉県立大学図書委員会規程

平成11年4月1日
埼玉県立大学規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則第61条及び埼玉県立大学短期大学部学則第65条の規定に基づき、埼玉県立大学及び埼玉県立大学短期大学部が共通に設置する埼玉県立大学図書委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 図書館の運営に関する事項
- 二 蔵書の管理に関する事項
- 三 図書・学術情報の管理及び運営に関する事項
- 四 情報ラウンジの管理及び運営に関する事項
- 五 図書・情報(学内情報システムに関するものを除く。)に係る規程の制定改廃に関する事項
- 六 その他図書館に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 図書館長
 - 二 大学の教員のうちから7名
 - 三 短期大学部の教員のうちから7名
 - 四 運営情報担当主幹
 - 五 図書館担当主査
- 2 前項第2号及び第3号の委員(以下「選出委員」という。)は、学長が任命する。

(任期)

第4条 選出委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の委員の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。ただし、委員会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第8条 委員会は必要に応じて、部会を置くことができる。

(関係職員の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、図書館担当が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。